慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後炭鉱労働運動史の一齣 : 三池炭鉱労働組合編「みいけ二〇年」を読んで
Sub Title	A phase of post-war miners' labour movement : a note on "Twenty years of Miike Miners' Trade Union" 1966, Tokyo
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.10 (1967. 10) ,p.1177(71)- 1190(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19671001-0071
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671001-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

family reconstruction method は、元来は人口の自然増減、結婚に関する記録のみしかない西欧で開発されたものである。宗門改帳が存在するわが国では、reconstruction は不要なのであるが、その過程で開拓された夫婦の人口学的行動追跡調査法は、人口史研究にとって非常に有用であることは、それを用いなかった前稿と、本稿とを比較すれば明瞭である。特に fertility の分析においてその効果は大きい。人口変動の一要素として fertility の重要性については今ここに繰返す必要もないであろう。勿論本稿で何らの結論を得たわけではないが、今後の事例収集のメドはついたものとしてよい。また、同じ方法を用いることにより、国際比較も可能となるのである。

当初に述べたように、本稿は結論を出すことを目的としていないし、また、あまりにも事例は少すぎる。今後の同じ方法による分析の出発点としてここに発表した次第である。

付記　この研究に対して、昭和四十一・二年度文部省科学研究費機関研究による交付金が与えられた。

研究ノート

戦後炭鉱労働運動史の一齣

——三池炭鉱労働組合編「みいけ二〇年」を読んで——

飯田　鼎

「労働者はときどき勝利をうるが、それは一時的なものにすぎない。彼らの闘争の真の効果は、直接の成果にあるのではなく、労働者の団結がますますひろがることである」——マルクス

一

「三年七ヶ月前、大牟田市の三池炭鉱爆発事故で一酸化中毒になった人たちの家族の集まり、三池炭鉱労組（宮川睦男組合長）の一酸化炭素中毒患者家族の会（隈元良子会長）は、現在、参議院社会労働委員会で審議中の「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案＝略称CO法案」を骨抜きにしないよう要求して、さる一一日から同市西港町、三井三池炭鉱鉱長室前で約六〇人が二交代ですわり込みを続けていたが、一四日午後七時すぎ、約八〇人の患者家族の会の婦人たちが三川鉱坑底におり、坑内のすわりこみをはじめた」。

これは、七月一五日付の朝日新聞夕刊の記事の冒頭の一節であるが、これを読む者は、誰しも、昭和三八年一一月九日、午後三時一五分、三井三池鉱業所の三川鉱の第一斜坑におこった炭塵爆発により、一瞬にして四五八名の生命を奪いさり、七五〇人をこえる一酸化中毒の被災者を出したあのいたましい三池大変災を思いうかべるであろう。しかしそれにしても、窮乏に追われ、ドン底の生活にうちのめされたこれらの被災者の家族を、その生命の危険を冒して坑内にすわりこみをつづけなければならないような状態におとしいれた政府は、その責任をどのように考えているのであろうか。わたくしは、何ともいえぬやりばのない憤りを覚えずにはいられない。なるほど、一酸化炭素中毒症特別措置法は、やっとのことで成立をみた。しかしそれも、三池の主婦たちの地底のすわりこみや労働省前でのハンガー・ストライキのような猛烈な抗議の結果なのだ。こうまでしなければ、労働者の生命や生活を守れないこの豊かな日本、——国民の多くの部分が、自分は中産階級に属すると信じ、自動車数はすでに一千万台を超えたところの——は、まことに不思議な国ではなかろうか。

「私たちの生活、ほんとのところは、経験した人でないとわか

らないと思います。家族みんなが、荒れて、すさんで、いじけてしまった。いいえ、一年くらいならがまんします。ぜいたくいっているじゃないんです。でも三年半の苦労は長すぎる……。」

労働省前でハンストをつづける古賀アイ子さんは切々と訴える。

「だからこうして、主人や子どもを置いてまでして東京へ来て、お願いしているのです。すわっていても、うちはどうなっているのかと、そればっかり気にかかります」（朝日新聞）

三池大変災は、決して偶然におこった事件ではない。なぜならば、この三池における大変災以後も、炭鉱災害は続発し、大爆発がおこっているからである。たとえば、北炭夕張（四〇年二月二二日、死者六二名）、日鉄伊王島（四〇年四月九日、死者三〇名）、山野（四〇年六月一日、死者二三七名）などはよく知られているが、このような災害が現在もなおあとを絶たず、その可能性は少しも減少していないとすれば、一体その原因はどこにあるのであろうか。いうまでもなく、それは資本制生産を貫徹する法則的事実としての「合理化」にある。そしてこの「合理化」を戦後の石炭産業において考察するならば、戦後の日本資本主義発達史および労働組合運動史においてきわめて重要な地位をしめる一九五九年から六〇年にかけての三井三池争議を無視することはできない。実に二八二日という史上最大の大ストライキを敢行した三池労働組合は、今もなお健在で、合理化と闘っているのであるが、その闘いの歴史を記念するものとして、われわれは、ここに「みいけ二〇年」を手にすることができた。この小論は、あの息づまるような闘いの歴史のなかで、三池の労働者が組織した運動が、今日、わが国の労働組合運動史上、どのような意義を担うものであるか、「みいけ二〇年」を通読してえられた感想を交えて書きつづったものである。

二

現在、三池争議についてわれわれが考える場合、そこにどのような意味を見出すべきであろうか。そのスケールの大きさからいっても未曽有のものであったばかりではない。この大争議には、実に、戦後日本資本主義および労働組合運動の両者に密接に関連する重大な問題が秘められているという点で、それは戦後の二〇年の資本主義史を前後に画するものであるということができると思う。そこで三池闘争を、現時点において考察する場合、つぎのように整理する必要がある。まず第一に、戦後資本主義の発展という客観的条件についてみるに、三池争議の背景ともいうべき一九五九年から六〇年が問題となる。戦後二〇数年を時期区分すれば、第一期――敗戦から一九五三年、第二期――一九五三年から一九六〇年、第三期――一九六〇年以後というように一般的にわけられるのであるが、とくにこの第二期こそ三池争議の時代的背景であり、この時期の重要性の分析なくして、三池闘争を語ることはできない。その理由は、この時期こそ、日本の独占資本の自立の時期であるとともに、国際的な独占資本の一環として緊く組み込まれた時期であるからである。このような客観的条件とならんで、当然、主体的条件としての日本の労働組合運動の問題があげられねばならない。

一九五〇年七月、日本労働組合総評議会は国鉄民主化同盟のイニシアティヴのもとに結成され、日本労働組合総同盟および全日本労働組合連盟の二つの連合体と、日本教職員組合、国鉄労働組合、日本炭鉱労働組合準備会、全逓信従業員労働組合、日本電気産業労働組合、全日本海員組合、全国自治団体労働組合協議会、日本私鉄労働組合総連合、全日本金属鉱山労働組合連合会、全国蚕糸労働組合連合会、東京都労働組合連合会、全農林省労働組合連合会、全日本亜炭労働組合連合協議会、日本放送協会労働組合の一五の産業別または企業別組織を中心として成立した。[1] このほかに全日通労働組合をはじめ七組織がオブザーバーとして代表者を派遣した[2]のであって、総評の結成が、戦後日本の労働組合運動のなかで、いかに重要な意義をもっていたかを窺うことができる。もちろん総評はその後、幾多の迂余曲折を経るのであり、たとえば一九五四年、総評に対立する勢力としての全労の結成の如き、その代表的なものであるが、これはしばらくおくとして、この総評結成の時点において注目すべき事実は、その結成にみられる特殊性の問題である。当時、日本労働組合総同盟と全日本労働組合連盟は、企業別組織の連合体であり、日教組、国鉄労組、全逓、電産、炭労準備会、海員組合を別とすれば、他はほとんど企業別組合の連合組織であることが注目をひく。しかも、これらの産業別組合のうち、純粋に民間産業のそれは、炭労と海員組合のみであり、電産労組は、やや趣を異にする。だとすれば、日教組、国鉄、全逓のようないわゆる官公労働組合を除いては、わが国における産業別組合の勢力は、きわめて基礎の弱いものであったということができよう。なぜならば、全日本海員組合は、産業別横断組織として完全なものであったとしても、炭労準備会はやはり、企業別組合の資本別連合体としての企業連の集合体という性格を、その後の運動の展開のなかで、ますます強くするに至ったからである。以上のようにみてくるならば、総評結成時におけるわが国の労働組合運動は、産業別化傾向ではなく、むしろ圧倒的に企業別組合が定着したということができるのであって、ここに大きな問題があり、さきにみた客観的条件と相まって、その後のわが国の労働運動を大きく制約するものとなるのである。そのような傾向は何故に醸成されたのか、いろいろな理由が考えられるのであるが、これについてはしばらくおき、以上の前提の上に立って、当面、問題となっている第二期の労働組合運動について考察することとしたい。

一九五三年（昭和二八年）は、国際政治の上で重要事件として、一月、アメリカ合衆国の大統領にアイゼンハウアーが就任し、三月にはスターリンの死去そして九月にはフルシチョフが第一書記に就任し、国際的な緊張関係の緩和いわゆる「雪どけ」がはじまったことが注目される。だが、直接的にわが国の資本主義に重大な影響を与えたのは、朝鮮戦争の終結であった。一九五〇年に始まった朝鮮戦争は、戦後日本独占資本の再編成にとって決定的な役割を果したが、五八年の終結にともなう特需の消滅、それにつづくはげしい戦後恐慌は、戦後独占資本主義の第二期を特徴づける資本の集積・集中の一層の進展をもたらすとともに、戦後恐慌の嵐を耐え抜くため

に、各企業の努力が集注され、とりわけ、戦争によって巨額の利潤を獲得し、急速度に資本蓄積を行った大企業ほど、戦争終結によってうけた打撃は大きく、とくに製鉄・機械金属産業を中心とする重工業は、徹底的な合理化＝大量の人員整理を強行することによってこの危機を打開しようとした。繊維産業も深刻な影響をうけ、その結果、やがて全繊同盟の総評脱退となってあらわれたのであるが、この時期の大争議としてもっとも代表的な日産自動車労組のストライキ、尼ヶ崎鋼業労組の人員整理反対スト、日鋼室蘭労組の人員整理反対ストライキをみれば明らかであろう。とくに、日産自動車と日鋼室蘭の場合、朝鮮戦争の直接的影響のもとにひきおこされた合理化攻勢とこれに頑強に反対したという点で共通していたばかりでなく、争議の進展の過程で、いわゆる「第二組合」という名の「ストライキ破り」の団体が結成され、労働者の団結が崩れ、敗北するという経過を辿ったことに注目しなければならない。そしてこのような傾向は、その後、一九五八年におこった王子製紙労組のストライキの場合にもみられ、もっとも精鋭を誇る労働組合でさえ、きわめて長期の争議に入った場合、必ずといってよいほど第二組合が発生するということが、まさにこの時期に、わが国の労働運動に体質的なものとなったということができる。そして文字通り、日本最強といわれた三井三池労働組合の場合においても例外ではありえなかった。

朝鮮戦争終結後の一九五三年から高度成長政策の本格的展開の時期といわれる一九六〇年までの間に、このような大争議にあたかも不可避の如くに随伴し且つ日常化し、組合分裂＝第二組合が、日本労働組合運動における特徴的な現象となったのは一体何故であろうか。その理由はいろいろ考えられる。まず第一に、朝鮮戦争以前、すなわち一九五二年、サンフランシスコ体制以前の占領下における労働運動は、敗戦直後の「上からの」保護助長された労働組合という性格を根強くもっており、朝鮮戦争の勃発にともなう労働および生活諸条件の悪化にもかかわらず、占領政策の結果としての思想的抑圧、政治的圧迫のために、充分に自覚的な組織的運動の主体としての意識をもつことを妨げられていたし、何よりも占領政策が労働争議の帰趨を決定したといっても過言ではなかった。実にこの朝鮮戦争の過程を通じての日本独占資本の復位、その再編成の体験こそ、労働者階級をして、闘う組織の必要性を痛感せしめたのであって、日本労働組合総評議会（総評）の、いわゆる「にわとりからあひる」への転換も、このような事情のもとに行われたのである。

しかしながら、ただこれだけでは、組合分裂＝第二組合が、戦後労働運動の第二期において何故にきわ立って現われはじめたかという点が明らかにされているとはいえない。第二組合の発生は、曲りなりにもサンフランシスコ体制が確立し、アメリカの対日占領政策が、一応終止符を打たれることによって、資本と賃労働との関係、労資の関係が、力対力の関係として互角に相対峙する状態になってはじめて現われた現象であるということである。いいかえるならば、労働組合運動は、はじめてこの時期に、資本に対する最大の抵抗素として更には一大敵国としての実力を獲得したのであるが、それと同時にその内部に、まさしく第二組合を生み出さざるをえない要因を胚胎せしめたことも忘れられてはならないだろう。

もちろんこのことは、第一期の労働運動、すなわち、敗戦とこれにつづくアメリカ占領下の労働運動が、占領軍当局の思うままであり、これに対するレジスタンスや、資本に対する抗争力をもたなかったというのではないし、労働運動の分裂を資本の側が執拗に策謀しなかったというのではない。いや、それどころか、占領下の日本の労働運動は、占領軍当局をして、早くも一九四七年には、その労働攻策を転換することを余儀なくせしめたほどめざましく且つはげしいものがあった。もちろん、それには、国際状勢の影響もあずかって力あると思われるが、ともかく、それだからこそ、二・一ストの禁止が占領軍によっておしつけられ、松川事件も下山事件も、このような日本の労働者階級の強さを無視しては語ることはできない。しかしその強さは、第二期の、つまり朝鮮戦争終結から高度成長政策の開始期に至る第二期における労働運動とは、それが占領下であるか否かとは別に、量的および質的に異なったものがあるのではなかろうか。何故ならば、第一期においては、資本の側は、労働者階級の闘争力の異常な強さにもかかわらず、組合分裂＝第二組合という手段を駆使してまで労働組合を制圧しようとは考えなかったし、占領軍の政策のもとでは、ある意味ではその必要が少なかったからである。第二期の労働運動の強さが第一期のそれとは質的に異なるといったのは、この意味である。量的な側面から考えるならば、第二期といえども事情は同じであるが、とくに第一期においては、とくに官公労働組合の占めた比重が圧倒的であり、戦争直後の労働運動は、この官公労働組合と国家資本との対決が、とくに占領軍当局による公務員からの団体交渉権および争議権の剝奪を媒介とし、その有名無実化および奪還闘争を通じてきたのであって、民間の単産および単組は、この官公労働組合の統一的闘争の一翼を形成しているという観すらあった。公務員にたいする争議権および団体交渉権を中心として、強大な占領軍の政策によって労働運動が、大きな桎梏を加えられていたこの時期には、組合分裂の政策として第二組合が登場するまでもなかった。日本の労働者階級の最大の弱点といわれる企業内意識を利用し、企業経営の危機を煽ることによって、団結をきりくずし、第二組合結成のために全力をつくさざるをえなくなったのは、占領時代の一応の終結、まさしく、労働運動の支柱が、一方における官公労とともに、他方における巨大独占資本のもとに働く労働者であることを独占資本みずからが確認したことによってである。そしてその時期は、すでに一九五二年から五三年にかけてはじまった。

だが、これで問題がすべて明らかになったわけではない。組合分裂＝第二組合の結成は何故にまずはじめに石炭部門においておこらなかったのかという重要な問題がのこっている。これを明らかにするためには、戦後の石炭政策についての歴史について、問題点を指摘しておく必要がある。

戦後の炭鉱労働者の運動は、四六年の「十月闘争」から四七年初頭の「二・一スト」にかけての未曾有の昂揚を背景として、統一的

傾向を強く示していた。労働条件の改善と生産管理戦術のもとに、組合は組織の強化および整備、および連合体への結集の努力となってあらわれたのであるが、このような炭鉱労働組合の連合体ないし協議体の組織活動は、大体において、三つの傾向にわけることができる。第一に、産別系の全日本炭鉱労働組合（全炭）、第二が総同盟系の日本鉱山労働組合（日鉱）、第三が、右のいずれにも属しない中立系の組織（日本炭鉱労働組合総連合＝炭連をふくむ）の三つである。そして最後の中立系の組織の占める比率が、かなり高く、旧財閥系の大炭鉱の労働組合で、中立系という場合は、少なくはなかった。[3] だが、さきにのべたような状勢を背景として、四七年一月には炭鉱労働組合全国協議会（炭協）が結成され、[4] 統一への第一歩をふみ出したのであるが、長くはつづかず、炭協の運動の背後で、財閥系炭鉱の職員組合、鉱員組合を主体とする日本炭鉱労働組合総連合（炭連）が、四七年五月一一日に結成され、従って炭協は、四七年一〇月には急速な解体をみることとなったのである。一方、炭連は、分裂の直前、すなわち一〇月一二日に日鉱とともに日本炭鉱労働組合同盟（炭労）として出発し、四八年六月、日本炭鉱労働組合連合会（炭労）と改めたのである。[5] また、福岡県における中立派組合の結集体としての炭鉱労働組合統一協議会（炭統協）も結成されていたが、四九年になると戦線統一の気運がおこりはじめ、三月二〇日、全石炭、炭統協は解散して炭労に合流するに至り、炭労が統一の場となるに至った。ところが、この統一の気運は間もなく崩れ、日鉱が炭労を脱退することによって再び、石炭産業の労働組合は、炭労、日鉱に分裂し、この状態は、五二年までつづいた。すなわち、五二年、常磐炭鉱の組合が炭労を脱退し、常磐地方炭鉱労働組合（常炭連）を組織し、それと日鉱とは、五四年三月、合同を決定することによって、全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）を結成し、炭労（総評）と全炭鉱（全労）との対立として今日に及んでいる。

以上のように敗戦直後から朝鮮戦争勃発頃までの炭鉱労働者の運動は、幾多の曲折や矛盾を経験しながらも、産業別化への方向を、かなり濃厚にもっていたことである。その理由は、一般に、炭鉱労働者の労働諸条件の劣悪さから結果する労働者の戦闘的性格、従って他の労働者にはみられないところの階級意識の目覚め、第二には、鉱山労働者には、炭鉱労働者をも含めて、伝統的に、相互扶助的な共済制度が根強く、[6] 従ってそれが一面では、企業による労務管理政策としての企業内福利施設によって代替されるという弱点が胚胎したにせよ、連帯的精神の強化に役立ち、また企業間の「労働移動」[7] にも独特なものがあり、産業別化傾向への偏見を早くからとり除いていたように思われる。そして第三には、戦後の日本労働運動においては、概して特徴的なことであるのだが、賃金要求や労働条件の改善のような経済的要求と密接不離な関係において、人間的解放的な要素が非常に強かったのであって、とりわけ、戦前においては、奴隷的・監獄部屋的労働条件のもとで、特殊な労働社会に働く異民族のような苛酷な無権利状態のなかに呻吟していた炭鉱労働者が、戦後の解放のなかで、過去数十年にわたり、自分たちを苦しめてきたものの実態――資本――が何であるかを本能的に感じとったであろうし、それを支えているものとして、強大な国家権力があったということも、身近かな体験を通じて知りえたところではなかったろうか。こうして炭鉱労働者は、これらの重圧をはねのけるためにも他の一般の産業労働者よりも早く且つ深く、産業別統一闘争への必要性を認識させられたのである。しかしたんに産業別化への志向、あるいは産業別統一闘争といってもその途は決して、平坦ではなかったのである。なぜなら、それをさまたげようとする資本の側の動きとならんで、労働者側の、ともすれば企業内にとじこもろうとするおくれた意識の強固な残存、そしてさらに客観的には、このような労働者の企業内意識を助長するものとしての企業別格差――もちろん、企業別格差は炭鉱だけに限られないけれども――、こうした困難な条件が存在したにもかかわらず、戦後の日本労働運動のなかでは産業別統一闘争という面では、実にめざましい発展をとげたのである。

ところで、いまここで問題にしている三井三池労働組合は最初、中立系の組合としての炭連のなかで重要な地位をしめていたにすぎず、戦前からの基幹労働者掌握のための労務政策のなかで保守的な態度をとり、中小炭鉱との共同戦線にたいしては積極的でない姿勢をとった。企業規模および労働条件もほぼ近似している旧財閥系企業の労働者を中心とする炭連の政策は、産別系の全炭、総同盟を主として中小炭鉱をもって組織される日鉱とも異なる企業内意識のかなり強烈な組合連合であった。この点がやがて、炭労が日本炭鉱労働運動の中核となり、三井三池がその主柱となったときに、炭労自体の弱さとなって現象するのであるが、それはさておき、以上のような事情から、三井三池の場合、ここに必然的に三鉱連という企業別連合会の結成が問題となるのである。四九年三月、全三井鉱山労働組合連合会（三鉱連）の結成と相前後して、明労連、（五一年三月）、住友炭連（四九年五月）、北炭労連（四九年八月）、三菱炭連（五〇年一一月）、宇部興産興炭連（五〇年二月）、雄別労連（四七年九月）などの結成が相つぎ、ここに、この企業連を中心として、これらの連合の上に炭労が成立つという状勢のもとで、一九五〇年以後の労働運動は、総評――炭労を主軸として展開されるのである。そしてそのなかで、炭労は最初、企業連の資本別エゴイズムのために、単一組織としての実力をもちえなかったのであるが、朝鮮戦争の勃発にともなう労働者階級の意識の昂まりのなかで、賃金要求を中心とする統一闘争によって、その限界をのりこえようと努力し、とくに朝鮮戦争後の恐慌と合理化攻勢のなかで、炭鉱労働運動における指導部としての地位が確立されたのであった。しかしそれはあくまで、資本別の組織原則の上に立つ企業連の統一的連合組織としてであり、企業別原則を超えるものではありえず、むしろ、その組織の拡大にともなって、その矛盾は却って強く意識されなければならなかった。第二組合の発生は、まさにこの時期に、企業別組合の弱点をもっとも明瞭に露呈したものであり、そのゆえにまた、三池争議は、日本労働運動史上、実に多くの学ぶべき教訓をわれわれに与えるのである。

（1）日本労働組合総評議会「総評十年史」、労働旬報社、一九六四年、一八六頁。
（2）この七組織とは、全日通労働組合、全国硫安工業労働組合連盟、全国石油産業労働組合協議会、日本新聞労働組合協議会準備会、繊維機械労働組合、全国麦酒産業労働組合連合会、日本交通公社労働組合である。
（3）日本炭鉱労働組合編「炭労十年史」、労働旬報社、一九六四年、七二頁。
（4）前掲、七五頁以下。
（5）前掲、五九六頁以下（藤田若雄「組織問題」参照）。
（6）これについては、松島静雄「労働社会学序説」（福村書店、一九五一年）所収、「鉱山労働者の営む共同生活体としての友子」参照。
（7）炭鉱労働者の「移動」に関連して「ケツワリ」という現象が、昔からあったといわれる。これについては、上野英信「地の底の笑い話」（岩波新書、一九六七年）が面白い。

三

三池争議は、わが国労働運動の強さと弱さその両方を、もっとも典型的に鮮明に浮き彫りにしたという点で、何よりもまず画期的な意義をもっている。それでは、その弱さとは何か、強さはどのような点にあらわれたのであろうか。

さきに指摘したように、第二次の労働運動は、総評の政策転換と企業連の運動として特徴づけられ、実にここに組合分裂＝第二組合発生の具体的な根拠がある。そしてそれこそ日本労働運動における弱さの側面と密接に関連しているのである。まず、企業連の性格であるが、これはいうまでもなく、三池の場合のみならず、およそ大企業といわれる石炭資本の場合、各鉱山＝事業地はひろく各地に分散し、労働組合はその各鉱山ないしは事業所ごとに組織されるのが普通である。企業連は、いわばそのように分散して組織されている各鉱山の組合の連合体として形づくられたものにすぎず、その場合、その構成要素としての各鉱山ないし事業所組合の意思を強く制約するものとして、あたかも中央集権的な強固な統一体としての機能を有するものではなく、あくまでも各事業所ごとの組合の連絡的機関の如き役割を演ずるにすぎなかった。このように同一資本系列の下における労働組合でさえも、その地理的な条件や労働作業環境の差異を理由にして、一旦、大争議ともなればその団結が崩れていくというのは、畢竟、この企業連そのもののもつ企業エゴイズムのあらわれの結果であり、闘う組織として、いかに頼りにならないものであるかということを、三池闘争はまず何よりも実証した。これが企業別組合からくる弱点のひとつである。このように、企業連が、ひとたび、資本の合理化攻勢にあい、大量解雇が問題になるとき、きわめてあてにならないルーズな連合組織であるとするならば、このゆるい連合の組織としての企業連の集合体というべき炭労が、さまで強力でありえなかったことは当然といわなければならない。すなわち第二に、各鉱山＝事業所別労働組合→企業連→炭労という組織は一見、強固な産業別組合であるかのようであるが、内実はただ、企業別組合のより集まりにすぎず、その産業別化傾向は、企業別組合の弱点を克服しないままに肥大化した傾向があった。ここには、炭労のみならず、一般に、産業別組合結成について考えるべき重大な問題を秘めているように思われる。

以上のように、第二期の炭鉱労働組合運動のもつ弱点にもかかわらず、企業連は何故、この時期までに続々と結成されたのであろうか。企業連結成の基盤としてまずあげるべきことは、第二次大戦後の炭価の統制という事情があげられねばならない。すなわち、炭価が統制されており、賃金は炭価の構成要因のなかに含められていたのであるから、各個別企業は、自己の従業員組合と交渉して賃金を決定することができず、全産業的な賃金決定が行われなければならなかった。しかしながら、この場合、政府の炭価政策は、大企業＝大炭鉱優位を保証するものであったから、統制が撤廃され、石炭自売制度に移行する四九年には、財閥系企業と中小炭鉱とでは企業能力にいちじるしい差異があり、この格差をめぐって、争議が長期化する過程で、産業別組織の賃金決定能力は喪失されたのである。[1] 一九四九年以後、財閥系の大炭鉱を中心に、企業連が結成されたのは、このような理由による。企業連が、主として大企業中心の同一資本の下における各鉱山＝事業所組合の連合組織であり、それらが、企業間格差の賃金決定に及ぼす影響の配慮の上に、結成されたものであるならば、そこにすでに、中小炭坑を含む産業別統一闘争は、骨抜きにされる必然性があり、産業別組合としての炭労のもつ矛盾もそこにあったとはいえないであろうか。そうした企業連のなかでも、もっとも代表的なものとして、三鉱連が存在するのであるが、この事情を無視して、われわれが三池闘争を語ることは無意味であると思う。

一九五九年から六〇年にかけて行われた、実に二八二日という未曾有の歴史的大ストライキは、まさしく高度成長期にさしかかった日本独占資本が、その危機をのりこえるために遂行された一連の合理化攻勢のうち、石炭部門における最大にして最強の組織としての三池労組をおしつぶすことによって、石炭産業全体の合理化を徹底的におしすすめようとするところからおこった。もちろん、その背景としてはアメリカのドル危機を契機とする国際的な貿易自由化への傾向や進展する技術革新の波のなかで、エネルギー産業部門としての石炭産業の地位の相対的低下や重油に比較してのコスト高を理由にして、資本は、低賃金・高能率の政策をむき出しにし、つぎつぎと合理化案を打ち出し、労働組合運動に挑戦してきたという事情が存在する。すなわち、五九年一月、三井鉱山は、「第一次合理化案」を提案し、三池闘争の前哨戦ははじまったのであるが、それは、三鉱連にたいして六、〇〇〇名の人員整理を中心に、大幅な賃金の切り下げ、労働条件、福利厚生にかんする諸条件のきり下げ、そしてさらに職制支配の強化などを主要な内容としていた。ただしこれは三鉱連のはげしい反撃にあって、会社側はその目的を達することができず、六、〇〇〇名の解雇要求も希望退職として、それを目標とするというにすぎず、その他の提案も妥当的なものにおさまってしまった。だが、このときすでに妥結条項の第七項として、ヤマ

もと交渉として残されたものは、職場規律（職場闘争の抑制）、超過労働時間の削減、始業終業時間の変更、出勤対策など、[2] のように労務管理対策の強化が強調されていることに注意する必要があろう。

しかしここでわれわれが、とくに注意しなければならないのは、三池争議は、たんなる人員整理＝労働者の大量解雇をめぐっておこなわれたのではない点である。もちろん、大量解雇を前提として、徹底的な合理化をはかろうとする石炭資本の意図は、一般的に資本そのものの本質としては変りはないけれども、三池闘争の場合、たんなる大量解雇の問題であるよりは、はるかにそれを超えて本質的には組合の組織の徹底的破壊を意図するものであったことであり、あるいは、この両者が密接な関連を保っていることである。もちろん、あらゆるクビ切り、大量解雇は、結果として組合組織の衰退弱化をもたらし、第二組合への誘因となることは事実であるし、いかなる場合でも、経営者・資本家は、解雇による合理化と組合破壊とを二つながら目指すことも事実である。しかし、三池争議においては、この組合破壊、その存在意義の否定がまず前提として存在し、現象的には、主目的とみられる大量解雇は、その当然の結果として追求されていることである。また資本の側の論理からすれば、そうすることによってはじめて目的を達しうるという判断に立ったのであった。従ってその意味では、三池闘争は、労働者のクビ切り＝大量解雇の問題であるとともに、すぐれて組織をめぐる、これを破壊し、骨抜きにし、その支配のもとに屈従せしめようとする資本と、これを防衛し、労働者の生活・労働条件の低下を阻止しようとする

労働者階級との闘いであったのである。ここに三池闘争が、二八二日という大規模な争議に発展し、炭鉱労働者を奮い立たせた最大の秘密が存在する。まことに、「労働組合は、労働者階級の学校」であったのである。その意味で、われわれは、三池争議がたんなる人員整理をめぐる闘争に、矮小化しないように注意する必要がある。そしてこの視点をはっきりと見定めることなくして、その後の労働運動は、正しく理解されないであろう。そのもっとも具体的な実証は、その後にあらわれた第二次および第三次合理化案においてはっきりとみることができるのである。

一九五九年八月八日、三井鉱山は、三鉱連にたいして、第二次合理化案を提示した。これによれば、三井全山で、四五八〇名（三池三二一〇名）の人員整理を中心に、入替採用の中止、鉱山学校卒業生の二年間採用中止、解雇にともなう配置転換などの人事関係を中心として、賃金関係では、残業、公休出勤および特殊労働賃金の全面的削減、さらに第一次合理化の四・六協定、第一次再建案から切り離し、山元協議事項とされたものを改めて一括提案してきたことであった。その特徴は、労働者に一方的な犠牲を強いることによって、半年間に約二〇億円の経費節減をしようとするものであった。しかもその解雇の理由としてあげているのは、「退職しても家庭の事情に影響の少いもの」、「勤務状態が悪いもの」、「集団生活に不適当なもの」など、七項目にわたる基準をあげており、形は希望退職であるが、希望退職者が予定された人員に満たない場合は解雇するというところからみても、希望退職という名の指名解雇であった。[3] し

かも会社側の政策の巧妙であったことは、たとえば、三井鉱山社員労働組合連合会（三社連）を人員整理の枠からはずすことによって、職員組合の鉱員組合からの離反をはかり、三池労組の分断をはかったことであり、そればかりか更に進んで、その学習活動による理論水準の高さと職場闘争によって精強を誇ってきた三池労働組合を他の五山から孤立せしめようと全力を注いだことである。炭鉱労働運動の中核的組織としての三池労組の組織に攻撃を加えることにより、これを突破口として、三鉱連の弱体化、ひいては炭労の崩壊をもたらし、エネルギー革命を理由として、昭和三八年までに大手一八社だけで約一一万人の首切りを断行しようとするのが、炭鉱独占資本の切実な願望であり、それだけに、財界および政府も強力にこれを支援し、マス・コミ機関も、赤字宣伝とその理由としての組合活動の行き過ぎ、エネルギー革命の宣伝により側面から支援した。いまや組合を破壊するために、組合活動家を解雇しようという資本の意図は明白となった。

以上のような資本の側からの攻撃にたいして、三池労組は、どのように立ち向ったのであろうか。まず指摘しなければならないことは、第一次合理化以後、会社側の攻撃とならんで、三炭連内部に次第に矛盾がおきはじめたことである。すなわち、六月二六日、七月分賃金分割払いの提案の三鉱連、三社連にたいしての提示およびそれと関連して期末手当の問題が日程にのぼったとき、三鉱連、三社連および三鉱連における主導的地位をしめる三井三池との間の矛盾は、すでに指摘したようにその企業別組織という観点からして、激化せざるをえなかった。三井鉱山の第一次合理化以後における三鉱連にたいする攻撃を「トップ・レベルへの攻撃」あるいは「三鉱連」と、炭労内部におけるその他の企業連との不均等発展の結果として把握した炭労第二二回大会[4]は、すでに、炭労内部における三鉱連と他の企業連との矛盾、炭労が、完全な産業別組合ではなく、企業連のたんなる集合体にすぎないという矛盾となって露呈せざるをえなかったのである。だとすれば、ほぼ同様の事情のもとに、三鉱連が、同一資本系統下の労働組合のルーズな統一体であるという点から、一度、困難な事態に立ち至るやいなや、その内部におけるそれぞれの事情の差異を強調して、団結と統一が弱められるという結果になることは当然であった。すなわち、炭労大会における「トップ・レベルへの攻撃」の思想は、三鉱連の炭労内における孤立化を意味するのみならず、それはそのまま三井三池と三鉱連五山との見解の相違となって顕在化するに至った。

昭和二八年の「英雄なき一一三日のたたかい」の勝利、合理化反対闘争の成功は、資本の側をして、危機を意識せしめると同時に、職員組合にたいしては、企業内意識を鼓吹することによって、三池労組の職場闘争が行き過ぎであることを宣伝したのである。そしてそれが闘争の激化とともに、三池を除く、三鉱連五山によってもうけいれられ、三池労組をつつむ炭労の闘いにもかかわらず、第二組合の結成とともに、闘争は重大な局面に立たされたのである。一九六〇年三月一一日、ついに第二組合が結成されたのであるが、その後、炭労中闘委員会は、統一ストライキを指令した二〇三号指令を

返上するという事態にまでなったのである。しかも重要なことは、その理由であって、ここに日本労働運動史におけるまことに重大な問題が伏在する。

まず、二〇三号指令を三鉱連がうけいれることができなかった第一の理由は、三鉱連の炭労内部において、三井鉱山労組のみが孤立しているという焦燥感、それは三鉱連を除く各企業連が、資本の合理化攻勢に抵抗しきれず、急速に後退していた時にあたり、このように全般的に炭労の反合理化闘争が後退をつづけるなかで、三鉱連のみが根強い闘争をつづけることについての困難を感じ、敗北感におちいる危険性をもっていた。従ってそれはまた三鉱連内部の矛盾でもあった。それは結局、二〇三号指令返上の理由をめぐる三池労働組合と三池を除く他の五山の組合との対立・矛盾となってあらわれざるをえなかったのである。すなわち第二五回大会での三鉱連代議員の発言として、㈠石炭産業斜陽の下で、三池の職場闘争は行きすぎである。三池のそれを放置することは会社の倒産につながる。㈡会社の態度はきびしく三池とともにたたかうことは三鉱連各山に組織分裂をもたらし、結果的には一一万人首切りとも闘えなくなる。㈢まったく展望のない泥沼闘争に組合員をまきこむことはできない。以上のような問題をめぐって三池と三鉱連五山とが対立せざるをえなかったことは大きな悲劇であった。しかしもっとも問題になることは、ここでは、三鉱連五山の代議員によって、職場闘争が非難されていることである。われわれはここで、三池争議の終末段階において、三池労組に決定的な打撃を与えた中労委の第三次斡旋案を思いうかべる。それによれば、「三池の職場闘争の実態は……正常な組合運動の枠を逸脱した」（傍点引用者）ものであるというものであり、これはまさしく「組合活動家は、生産阻害者である」とする会社の主張と一致するものであった。(5) しかし、この「職場闘争のいきすぎ」という思想こそ企業別組合の弱点から生まれるものであり、三池労組が、この職場闘争をもって、資本の側をおそれさせていたとすれば、実にそれは、この企業別組合の弱点の克服を熾烈に目指していた稀にみる闘争力の旺盛な組合であったといえる。なぜなら、職場闘争を無視した組合活動こそ、かの「執行部請負主義」、「幹部主義」そのものにほかならないし、それこそ、組合民主主義の否定に通ずることはいうまでもない。かくして三池における職場闘争の強化は、もちろん、その職場環境や労働条件の劣悪且つ苛酷な石炭産業である以上、一般に幹部請負主義によっては到底解決しえないところの大衆的要求が自然発生的にわき上るところから、職制にたいする現場での要求および闘いとなってあらわれるのであって、三池労組は、その不断の学習活動と実践によって、無意識ではあるにせよ、実に国際的に確認されているショップ・スチュアート運動を、わが国特有の企業別組合のもつ弱点を克服すべく全力を傾注したことに大きな意味がある。

企業別組合のもつ弱点とは裏腹に、「三池闘争は、企業別組合なればこそ、今迄にみられなかったほどの大規模な地域ぐるみ家族ぐるみ闘争」を現出せしめたともいえる。そのなかで、とくに主婦会の活動は、まことに感動的である。しかしそれにしても、精鋭を誇る三池労組も、ついに企業別組合のもつ限界を打ち破りえなかった。第二組合の問題がこれである。いまもなお、三池労組は、会社側によって、第二組合との間に賃金その他の面で徹底的に露骨な差別をうけながらも、第二組合との共闘をよびかけて闘っているという。

（1）炭労十年史、六二九頁。
（2）三池炭鉱労働組合編「みいけ二〇年」一九六七年、労働旬報社、二五二―二五三頁。
（3）前掲、二七八―二七九頁。
（4）前掲、二六三頁。
（5）前掲、四三四頁。

四

わたくしは、この短いノートを終るにあたり、いろいろな感慨でいっぱいである。七年前の一九六〇年、三池闘争は、日米安保条約改訂反対の運動と並行して進展していった。国会をとりまくデモの渦巻きのなかに、わたくしもしばしば立っていた。六月一五日、樺美智子さんは、この抗議運動のなかで、官憲の非道な手段によって虐殺された。この当時、抗議運動に参加した人は、この事件を永遠に忘れることはできないであろう。何故なら、およそ国家権力の本当の姿をかいまみたからである。これよりさき三月二九日、三池労組の久保清さんは、会社側の雇った暴力団によって殺された。三池の人々は、このことを永久に忘れないであろう。この二つの事件は決して無関係ではありえない。昭和三五年一二月一八日に開かれた定期大会の議案書の『とびら』に書かれたつぎの詩は、今もなお、差別と圧迫に苦しみながら闘っている三池労組の人々の決意を物語るものとして、まことに感動的である。

やがてくる日に

やがてくる日に
歴史が正しく書かれるやがてくる日に
私たちは正しい道を進んだといわれよう
私たちは正しく生きたといわれよう

私たちの肩は労働でよじれ
指は貧乏で節くれだっていたが
そのまなざしは
まっすぐで美しかったといわれよう
まっすぐに
美しい未来をゆるぎなく
みつめていたといわれよう
はたらくもののその未来のために
正しく生きたといわれよう

日本のはたらく者が怒りにもえ
たくさんの血が
三池に流されたといわれよう。

——一九六七・八・七・深更——

安定政策と成長政策の Policy Implication

——財政政策理論研究おぼえがき——

深谷昌弘

か、あるいはまた、もちうるのか、ということを総合的に分析しようとする私の研究計画の準備段階の一画をなすものである。

経済政策の一環として財政政策がめざす政策目標は単一ではなく複数である。そして、それらの諸目標達成のために用いられる政策手段もまた複数個存在する。政策目標——政策手段の関係については Musgrave の最適予算と、Tinbergen の国民経済予算の二つの考え方が存在する。予算政策における目的と手段の関連づけは、Musgrave の方式の方が明確である。しかしながら、目的と手段との間には1対1の対応関係があるわけではない。また、種々の目標が相互に矛盾せず同時に一〇〇%達成可能であるという保証はない。従って、夫々にウェートづけされたいくつかの政策目標からなる政策目標セットに対して、どのような政策手段セットが最も目的合理性にかなったものであるかは、一国経済全体の相互依存関係の中で分析され選択されねばならない。

このような観点からみると、Tinbergen の論理構造の方がより合理的であり、また、operational であると言えよう。

目　次

〔序論〕
Ⅰ　安定政策と成長政策の Implication の混乱
Ⅱ　経済理論及び政策理論の発展
Ⅲ　経済的厚生函数
Ⅳ　安定政策の Policy Implication
Ⅴ　成長政策の Policy Implication
〔補論〕
所得安定政策、物価安定政策、成長政策と政策当局による Decision Making
Ⅵ　政策目標相互の関連
〔今後の展望〕
参考文献

〔序　論〕

この小論は、予算政策が国民経済に対していかなる意義をもつの安定政策と成長政策の Policy Implication